許可後の事業計画変更申請添付書類

◎　一般的な申請に必要な添付書類ですので，申請内容により下記必要書類のほかに添付していただくことがあります。

|  |
| --- |
| ◆受付期間：毎月１８日～２５日（最終日が閉庁日の場合は，前開庁日まで）＊申請書類が受付終了の時点で不備な場合は次月の申請になります。◆提出書類：１部提出してください。 |

**＊代理申請の場合は委任状が必要になります。**

**１．申請人の住民票抄本**【**申請日前３ヶ月以内に発行された原本】**

 ・小美玉市外在住及び登記事項証明書に記載されている住所と異なる場合

 ・登記名義人が死亡している場合は，相続関係が確認できるもの

**２．申請農地の登記事項証明書**【**申請日前３ヶ月以内に発行された原本】（登記情報提供サービス不可）**

・全部事項証明書で，記載住所が異なる場合は住民票等添付

**３．申請農地の公図**【**申請日前３ヶ月以内に発行された原本】（登記情報提供サービス不可）**

・申請農地の公図写しに申請地と点で接する隣接地の地番・地目・面積・所有者・耕作者を記載した　もので，事業区域が分かるよう色枠で表示

**４．配置図または土地利用計画図【変更前・変更後】（処理については、申請書にも詳しく記載すること）**

 ・建物または施設の位置・種類・規・隣接境界・施設間の距離・道路幅員・取水・雨水・雑排水・汚水

 ・の給排水計画・放流先を明示したもの

**５．変更前と変更後の建物の平面図（200分の1から30分の1）、立面図**

**６．定款・法人登記事項証明書・営業報告書（最近３期）（申請者が法人又は団体の場合）**

**７．計画変更、新規事業を決定した取締役会等の議事録抄本等**

**８．造成・建築等に要する費用の見積書【申請日まで有効期限内の原本】**

**９．転用計画に要する資金証明**【**申請日まで有効期限内の原本】**

 ・預貯金残高証明書，融資（見込み）証明書，金銭貸与証明書，贈与者の残高証明書等

 　※夫婦間で融資をする場合はそれを証明（契約書等）できるもの

・預金残高証明書に代えて事業資金を預けた預貯金口座の通帳の写し等でも可とし，その場合，通帳等の表紙及び記帳のある最終ページの写しに，申請者本人の原本証明を付したものであること

≪証明例；この預貯金口座の通帳の写しは原本と相違ないことを証明する。　平成年月日　　氏名㊞≫

**１０．計画変更を必要とする事由を証する参考資料**

**１１．事業計画変更のとおり履行しないときは農地転用許可を取消されても異存がない旨の念書**

**１２．変更後の事業計画書**

**１３．事業計画変更により新たに他の法令の定めるところにより許認可等を必要とする場合、許認可等のあったことを証する書面の写し、又は関係機関へ提出した申請書の写し（受付印のある申請書の一部または全部）**

**１４．事業計画変更により新たに道路、水路等を廃止する場合は用途廃止申請書の写し**

**１５．事業計画変更により汚水又は廃液等を排するなど改めて土地改良区の了解を得る必要がある場合は、土地改良区の意見書**

**１６．事業計画変更により改めて取水又は排水について水利権者、漁業権者の同意を要する場合は水利権者、漁業権者の取排水同意書**

**１７．事業計画変更についての関係地元民の意向とこれに対する申請者の見解**

**１８．変更後の転用事業に伴い土砂の流出、堆積、崩壊等の恐れがある土地造成を計画している場合は土地造成計画図**